

# 意見書(医師記入)

コンビプラザ弥生町保育園長殿

園児氏名

該当疾患に○	疾患名	* 出席停止期間の基準 * 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過していること
	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過していること
	風疹	発疹が消失していること
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱・プール熱 (アデノウイルス)	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、26、111 など)	医師により感染の恐れがないと認められていること ※無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌感染症)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	新型コロナウイルス感染症	発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日より登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

ゴム印可